

五 第 68 条の 11 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 11 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11 - 1取得又は製作(以下「取得等」という。)... (以下 <u>68 の 11 - 10</u> までにおいて「指定事業」という。)... 特定機械装置 等については、措置法第 68 条の 11 第 1 項の規定.....措置法規則第 22 条の 24 第 1 項又は第 2 項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額 取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計 額.....</p> <p>(注)同項の規定の適用.....</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p> <p>68 の 11 - 7取得等をした特定機械装置等(措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 68 の 11 - 9 までにおいて</p>	<p>第 68 条の 11 (中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68 の 11 - 1取得若しくは製作(以下「取得等」という。)... (以下 <u>68 の 11 - 16</u> までにおいて「指定事業」という。)... 特定 機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供した措置法令第 39 条の 41 第 6 項 <u>に規定する特定機械等(指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日</u> <u>まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)</u>については、措置 法第 68 条の 11 第 1 項及び第 3 項の規定.....措置法規則第 22 条の 24 第 1 項若しくは第 2 項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額 <u>又は同条第 3 項若しくは第 4 項に規定する特定機械等に係るリース費用の総額</u> <u>の合計額</u>.....取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの <u>(賃借に係る特定機械等については、指定事業の用に供した日を含む連結事業</u> <u>年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。)</u>の取 得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額.....</p> <p>(注)同項の適用.....</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械 等)</p> <p>68 の 11 - 7取得等又は賃借をした特定機械装置等(措置法第 68 条の 11 第 1 項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 68 の 11 - 9 までに</p>

改 正 後	改 正 前
<p>同じ。)を.....<u>同条</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 11 - 8</p> <p>.....取得等をした特定機械装置等.....当該特定機械装置等.....当該特定機械装置等.....</p> <p>(注)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>において同じ。)又は特定機械等(措置法令第 39 条の 41 第 5 項に規定する「<u>特定機械等</u>」をいう。以下同じ。)を.....<u>措置法第 68 条の 11</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 11 - 8</p> <p>.....取得等又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等.....</p> <p>.....当該特定機械装置等又は特定機械等.....当該特定機械装置等又は特定機械等.....</p> <p>(注)</p> <p>(<u>物品賃貸業の意義</u>)</p> <p>68 の 11 - 11 <u>措置法第 68 条の 11 第 3 項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u></p> <p>(注) <u>同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p>(<u>特殊の減価償却資産の耐用年数</u>)</p> <p>68 の 11 - 12 <u>リース契約(措置法令第 39 条の 41 第 5 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 68 の 11 - 14 までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 57 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p>

(廃 止)

(リース費用の均等支払の判定)

68 の 11 - 13 特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第 39 条の 41 第 5 項第 3 号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(廃 止)

(リース費用に含まれない費用)

68 の 11 - 14 連結法人が賃借するソフトウェア以外の特定機械等に係る措置法令第 39 条の 41 第 6 項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該特定機械等に係るソフトウェアの費用（当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(廃 止)

(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)

68 の 11 - 15 措置法第 68 条の 11 第 3 項の規定は、賃借をした特定機械等を指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、連結法人である分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)が指定事業の用に供した日を含む連結事業年度において分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。)により当該特定機械等を移転した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>(合併法人等における取戻し課税の不適用)</u></p> <p>68の11-16 <u>連結法人である合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)</u>が合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第68条の11第3項の規定(同法第42条の6第3項の規定を含む。)の適用を受けた特定機械等の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該特定機械等を指定事業の用に供しなくなったときは、当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)において措置法第68条の11第6項の規定(同法第42条の6第6項の規定を含む。)による取戻し課税の適用がないときであっても、当該合併法人等については措置法第68条の11第6項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p><u>(注) 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該特定機械等を移転したことにより指定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第39条の41第10項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことによるときは、取戻し課税の適用がないことに留意する。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p>68の11-17 <u>措置法第68条の11第6項に規定する「第3項の規定(……)の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においては同条第3項の規定(同法第42条の6第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p>

<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の11-11 措置法第68条の11第7項.....同条第1項から第3項まで.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の11-12 措置法第68条の11第9項及び第10項.....68の9(3)-4.....</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の11-18 措置法第68条の11第8項.....同条第1項から第4項まで及び第6項.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の11-19 措置法第68条の11第10項及び第11項.....68の9(3)-5.....</p>
---	---

六 第68条の12 (事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の12 (事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の12-1</p> <p>.....取得又は製作(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した同項に規定する事業基盤強化設備については、同項の規定.....</p> <p>措置法規則第22条の25第1項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する金額.....取得等をして事業の用に供していたものの取得価額の合計額.....</p>	<p>第68条の12 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の12-1</p> <p>.....取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして事業の用に供した措置法令第39条の42第1項又は第12項に規定する事業基盤強化設備(賃借に係る事業基盤強化設備については、事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第68条の12第1項及び第3項の規定.....措置法規則第22条の25第1項又は第5項に規定する器具及び備品に係る取得価額又はリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額.....取得等又は賃借をして事業の用に供していたもの(賃借に係る器具及び備品については、事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)</p> <p>(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用) 68 の 12 - 4取得等をして事業の用に供した同号に定める資産については、 大規模連結法人が取得等をしたものとして同条第 1 項又は第 2 項..... ...</p> <p>(注)</p> <p>.....同条第 2 項.....当該資産の取得価額の 35%相当 額.....措置法令第 39 条の 42 第 1 項に定める取得価額基準を満た すかどうかは、当該資産の取得価額.....</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備) 68 の 12 - 7取得等をした事業基盤強化設備 (措置法第 68 条の 12 第 1 項に規定する事業基盤強化設備をいう。以下 68 の 12 - 9 までにおいて 同じ。)</p>	<p><u>業の用に供しているものに限る。)</u>の取得価額又はリース費用の総額の合計額</p> <p>(注)</p> <p>(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用) 68 の 12 - 4取得等又は賃借をして事業の用に供した同号に定める資産 (賃 借に係るものについては、事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日ま で引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)については、大規模連結 法人が取得等又は賃借をしたものとして同条第 1 項から第 3 項まで.....</p> <p>(注)</p> <p>.....同条第 2 項若しくは第 3 項.....当該資産の取得 価額の 35%相当額又はリース費用の総額の 60%相当額の 35%相当額.....措置法令第 39 条の 42 第 1 項又は第 12 項に定める取得価額基準等 を満たすかどうかは、当該資産の取得価額又はリース費用の総額.....</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備) 68 の 12 - 7取得等をし、又は賃借した事業基盤強化設備 (措置 法第 68 条の 12 第 1 項に規定する事業基盤強化設備をいう。以下同じ。)</p> <p>(注) <u>同項第 8 号に規定する事業とその他の事業とを営む連結法人が事業基盤強 化設備をそれぞれの事業の用に共通して使用している場合の同条の適用につ いても、同様とする。</u></p>

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68 の 12 - 8取得等.....

(注)

.....措置法第 68 条の 12 第 1 項及び第 2 項.....

(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

68 の 12 - 10

.....事業基盤強化設備.....当該事業基盤強化設備.....

.....事業基盤強化設備.....

(廃 止)

(廃 止)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68 の 12 - 8取得等又は賃借.....

(注)

.....措置法第 68 条の 12 第 1 項から第 3 項まで.....

(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

68 の 12 - 10

.....特定事業基盤強化設備.....当該特定事業基盤強化設

備.....特定事業基盤強化設備.....

(物品賃貸業の意義)

68 の 12 - 11 措置法第 68 条の 12 第 3 項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

68 の 12 - 12 リース契約 (措置法令第 39 条の 42 第 11 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 68 の 12 - 14 までにおいて同じ。)に係る事業基盤強化設備が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 57 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業基盤強化設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(リース費用の均等支払の判定)</u></p> <p>68 の 12 - 13 <u>事業基盤強化設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第 39 条の 42 第 11 項第 3 号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(リース費用に含まれない費用)</u></p> <p>68 の 12 - 14 <u>措置法令第 39 条の 42 第 12 項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業基盤強化設備に係るソフトウェアの費用(当該事業基盤強化設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業基盤強化設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</u></p> <p>68 の 12 - 15 <u>68 の 11 - 15 及び 68 の 11 - 16 の取扱いは、措置法第 68 条の 12 第 3 項の規定の適用について準用する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p>68 の 12 - 16 <u>措置法第 68 条の 12 第 6 項に規定する「第 3 項の規定(……)の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においては同条第 3 項の規定(同法第 42 条の 7 第 3 項の規定を含む。)による</u></p>

税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。

(解散の日を含む連結事業年度の意義)

68の12-11 措置法第68条の12第7項.....同条第1項から第3項まで.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の12-12 措置法第68条の12第9項及び第10項.....68の9(3)-4.....

(解散の日を含む連結事業年度の意義)

68の12-17 措置法第68条の12第8項.....同条第1項から第4項まで及び第6項.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の12-18 措置法第68条の12第10項及び第11項.....68の9(3)-5.....

七 第68条の13 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(申告に係るその控除を受けるべき金額) 68の13-1368の9(3)-4.....	(申告に係るその控除を受けるべき金額) 68の13-1368の9(3)-5.....

八 第68条の14 (沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
第68条の14 (沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係	第68条の14 (沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の14 - 1<u>経営革新設備等</u> (以下「<u>経営革新設備等</u>」という。) について は、<u>同条第1項及び第2項</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68の14 - 5<u>取得等をした経営革新設備等</u>.....</p> <p>(注)<u>措置法第68条の14第1項及び第2項</u>.....</p> <p>(<u>経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>68の14 - 6<u>経営革新設備等</u>.....<u>当該経営革新設備等</u>..... <u>経営革新設備等</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>68の14 - 1<u>特定経営革新設備等又は賃借をして事業の用に供した措置法令第39条の44第4項に規定する経営革新設備 (事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)</u> については、<u>措置法第68条の14第1項から第3項まで</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68の14 - 5<u>取得等又は賃借をした経営革新設備等 (措置法第68条の14第1項に規定する経営革新設備等をいう。以下同じ。)</u>.....</p> <p>(注)<u>措置法第68条の14第1項から第3項まで</u>.....</p> <p>(<u>特定経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>68の14 - 6<u>特定経営革新設備等</u>.....<u>当該特定経営革新設備等</u>... <u>特定経営革新設備等</u>.....</p> <p>(<u>物品賃貸業の意義</u>)</p> <p>68の14 - 7 <u>措置法第68条の14第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u></p> <p>(注) <u>同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p>

(廃 止)

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

68 の 14 - 8 リース契約 (措置法令第 39 条の 44 第 3 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 68 の 14 - 10 までにおいて同じ。) に係る経営革新設備 (措置法第 68 条の 14 第 3 項に規定する経営革新設備をいう。以下同じ。) が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 57 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該経営革新設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(廃 止)

(リース費用の均等支払の判定)

68 の 14 - 9 経営革新設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第 39 条の 44 第 3 項第 3 号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(廃 止)

(リース費用に含まれない費用)

68 の 14 - 10 措置法令第 39 条の 44 第 4 項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する経営革新設備に係るソフトウェアの費用 (当該経営革新設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該経営革新設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用) 68の14-11 68の11-15及び68の11-16の取扱いは、措置法第68条の14第3項の規定の適用について準用する。
(廃止)	(税額控除の適用を受けた連結法人の意義) 68の14-12 措置法第68条の14第6項に規定する「第3項の規定(……)の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においては同条第3項の規定(同法第42条の10第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。
(解散の日を含む連結事業年度の意義) 68の14-7 措置法第68条の14第7項……………同条第1項から第3項まで……………	(解散の日を含む連結事業年度の意義) 68の14-13 措置法第68条の14第8項……………同条第1項から第4項まで及び第6項……………
(申告に係るその控除を受けるべき金額) 68の14-8 措置法第68条の14第9項及び第10項……………68の9(3)-4……………	(申告に係るその控除を受けるべき金額) 68の14-14 措置法第68条の14第10項及び第11項……………68の9(3)-5……………

九 第68条の15 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第 68 条の 15 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

(連結事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)

68 の 15 - 1

.....取得又は製作(以下「取得等」という。)をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が措置法令第 39 条の 45 第 1 項に規定する 300 万円以上であるときの当該情報基盤強化設備等には、措置法第 68 条の 15 第 1 項及び第 2 項.....

.....
(注)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68 の 15 - 4取得等.....

(注)

.....措置法第 68 条の 15 第 1 項及び第 2 項.....

(廃止)

第 68 条の 15 (情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

(連結事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)

68 の 15 - 1

.....取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第 39 条の 45 第 1 項又は 6 項に規定する 300 万円以上又は 420 万円以上であるときの当該情報基盤強化設備等(賃借に係る情報基盤強化設備等については、事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)には、措置法第 68 条の 15 第 1 項から第 3 項まで.....

.....
(注)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

68 の 15 - 4取得等又は賃借.....

(注)

.....措置法第 68 条の 15 第 1 項から第 3 項まで.....

(物品賃貸業の意義)

68 の 15 - 7 措置法第 68 条の 15 第 3 項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u></p> <p>68 の 15 - 8 <u>リース契約 (措置法令第 39 条の 45 第 5 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 68 の 15 - 10 までにおいて同じ。) に係る情報基盤強化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 57 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該情報基盤強化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(リース費用の均等支払の判定)</u></p> <p>68 の 15 - 9 <u>情報基盤強化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第 39 条の 45 第 5 項第 3 号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(リース費用に含まれない費用)</u></p> <p>68 の 15 - 10 <u>措置法令第 39 条の 45 第 6 項に規定する「政令で定める費用の総額」には、情報基盤強化設備等に係るリース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報基盤強化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) ソフトウェアの費用は、措置法規則第 20 条の 5 の 2 第 1 項各号に掲げるソフトウェアに係るものに限られることに留意する。</u></p>

<p>(廃 止)</p>	<p><u>(特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</u> <u>68 の 15 - 11 68 の 11 - 15 及び 68 の 11 - 16 の取扱いは、措置法第 68 条の 15 第 3 項の規定の適用について準用する。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u> <u>68 の 15 - 12 措置法第 68 条の 15 第 6 項に規定する「第 3 項の規定(.....)の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においては同条第 3 項の規定(同法第 42 条の 11 第 3 項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p>
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義) <u>68 の 15 - 7 措置法第 68 条の 15 第 7 項.....同条第 1 項から第 3 項まで.....</u></p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義) <u>68 の 15 - 13 措置法第 68 条の 15 第 8 項.....同条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項.....</u></p>
<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額) <u>68 の 15 - 8 措置法第 68 条の 15 第 9 項及び第 10 項.....68 の 9 (3) - 4.....</u></p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額) <u>68 の 15 - 14 措置法第 68 条の 15 第 10 項及び第 11 項.....68 の 9 (3) - 5.....</u></p>

十 第 68 条の 15 の 2 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額) 68 の 15 の 2 - 6</p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額) 68 の 15 の 2 - 6</p>

改 正 後	改 正 前
..... <u>68 の 9 (3) - 4</u> <u>68 の 9 (3) - 5</u>

十一 第 68 条の 16 《特定設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(取得価額の判定単位) 68 の 16(1) - 4300 万円以上.....	(取得価額の判定単位) 68 の 16(1) - 4300 万円以上又は 230 万円以上.....
(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額) 68 の 16(1) - 5300 万円以上.....	(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額) 68 の 16(1) - 5300 万円以上又は 230 万円以上.....
(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合) 68 の 16(2) - 1 告示別表一	(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合) 68 の 16(2) - 1 告示別表一 <u>及び別表二</u>
(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定) 68 の 16(2) - 4 <u>ばい煙処理用設備</u>	(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定) 68 の 16(2) - 4 <u>ばい煙処理用等設備</u>

十二 旧第 68 条の 20 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 68 条の 20 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償

却) 関係

(廃 止)

(圧縮記帳をした特定資産の取得価額)

68 の 20 - 1 措置法第 68 条の 20 第 1 項に規定する特定資産 (以下「特定資産」という。) の取得価額の合計額が 5 億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該特定資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(注) 特定資産の取得価額の合計額が 5 億円以上であるかどうかの判定は、一の計画に基づき取得する特定資産の取得価額の合計額によるのではなく、各連結事業年度ごとに当該連結事業年度において同項に規定する高度技術工業 (以下「高度技術工業」という。) に属する事業の用に供した特定資産の取得価額の合計額によることに留意する。

(廃 止)

(機械及び装置の取得価額の判定単位)

68 の 20 - 2 措置法令第 39 条の 49 第 1 項第 1 号に規定する機械及び装置の 1 台又は 1 基の取得価額が 500 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 当該機械及び装置が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(工場用又は研究所用の建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p>68の20-3 <u>特定資産である工場用又は研究所用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>工場又は研究所の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は研究所用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p>(2) <u>工場又は研究所において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p>(注) <u>倉庫用の建物は、工場用又は研究所用の建物に該当しない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特別償却の対象となる工場用又は研究所用の建物の附属設備)</u></p> <p>68の20-4 <u>特定資産である工場用又は研究所用の建物の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(工場用又は研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)</u></p> <p>68の20-5 <u>一の建物が工場用又は研究所用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は研究所用に供されている部分について措置法第68条の20第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>工場用又は研究所用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用又は研究所用に供されているものとすることができる。</u></p>

(廃 止)

(高度技術工業に属する事業の範囲)

68 の 20 - 6 連結法人が措置法第 68 条の 20 第 1 項に規定する特定高度技術産業集積地域内において行う事業が高度技術工業に属する事業に該当するかどうかは、当該地域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 連結親法人である協同組合等が当該地域内において高度技術工業に属する事業を営むその組合員の共同的施設として特定資産の取得等をして事業の用に供したときは、当該特定資産は当該協同組合等の営む高度技術工業に属する事業の用に供したもものとして取り扱う。

(廃 止)

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)

68 の 20 - 7 連結法人が、自己の下請業者で措置法第 68 条の 20 第 1 項に規定する特定高度技術産業集積地域内において高度技術工業に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定資産を貸し付けている場合において、当該特定資産が専ら当該連結法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定資産は当該連結法人の営む高度技術工業に属する事業の用に供したもものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、高度技術工業に属する事業に該当しない。

(廃 止)

(連結事業年度のうちにおいて中小連結法人等に該当しなくなった場合の適用)

68 の 20 - 8 連結法人が各連結事業年度のうちにおいて措置法第 68 条の 20 第 1 項に規定する「第 68 条の 9 第 7 項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等」に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した特定資産については、当該中小連結法人又は

改 正 後	改 正 前
	<u>連結親法人である農業協同組合等が取得等をしたものとして措置法第 68 条の 20 第 1 項の規定を適用することに留意する。</u>

十三 第 68 条の 20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<u>第 68 条の 20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係</u>	(新 設)
<u>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</u>	(新 設)
<u>68 の 20 - 1 措置法第 68 条の 20 第 1 項に規定する集積産業用資産(以下「集積産業用資産」という。)の取得価額の合計額が措置法令第 39 条の 49 第 1 号口に規定する 3 億円以上又は同条第 2 号に規定する 5 億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u>	
<u>(注) 同条第 1 号口に規定する機械及び装置の取得価額の合計額が 3 億円以上であるかどうかの判定は、同号口に規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。</u>	
<u>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</u>	(新 設)
<u>68 の 20 - 2 措置法令第 39 条の 49 第 1 号イに規定する機械及び装置の 1 台又は 1 基の取得価額が 1,000 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体とな</u>	

って使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 当該機械及び装置が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(工場用の建物及びその附属設備の意義)

68 の 20 - 3 集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。

(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備

(2) 工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(注) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。

(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)

68 の 20 - 4 集積産業用資産である工場用の建物の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)

68 の 20 - 5 一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第 68 条の 20 第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

